

改定案

## 新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドライン

新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドラインは、以下の通りです。

なお、明治神宮聖徳記念絵画館および新宿御苑の周辺区域については、次表の「一般基準」に加え、別に定める基準に適合する必要があります。

一般基準

形態・意匠	<p>○色彩は、新宿区景観まちづくり計画の別表3（p.44）の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。</p> <p>○まちなみの中で、著しく目立つものとして認識される赤や金色などの着色したガラスを使用しない。</p> <p>○機械式駐車場やタワーパーキングなどの駐車場の設置にあたっては、建築物内におさめるなど建築物と一体的な計画とする。</p>
その他	<p>○隣地・隣棟間隔を十分に確保する。</p> <p>○周辺の建築物群と統一感のあるスカイラインとする。</p> <p>○長大な壁面を持つ建築物とならないように計画する。</p> <p>○その他、新宿区景観まちづくり計画の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（p.28～44）の各景観形成基準に適合したものとす。</p>
屋外広告物	<p>○建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。</p> <p>○建築物等の3階を超える部分または地盤面からの高さが10m以上の部分（人工地盤やデッキなどがある場合は、周囲の状況により個別判断する。）に設置する広告は、以下に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p><b>追加</b> → <u>ただし、地区計画やガイドライン等のまちづくり方針において、屋外広告物を活用して賑わい創出を図ることが定められている地域に設置するもので、当該方針の実現に寄与するものはこの限りでない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の窓面の内側から広告物およびこれに類するものを表示しない。</li> <li>・建築物の壁面に設置する広告物（以下、「壁面広告物」という。）は、自社名やビル名、店名、商標を表示するものに限る。</li> <li>・壁面広告は、光源を使用する場合は白色系とする。ただし、光源が点滅しないものに限る。</li> <li>・壁面を使って投射する広告は使用しない。</li> <li>・ビル名の文字などを表示する壁面広告は、高さを3m以下、長さをおおむね壁面幅の1/3以下とする。</li> </ul>